

## 令和4年度成績に関する疑問の受付及び成績評価に対する不服申立制度 (法学部・研究大学院)

(疑問の受付)

1. 授業科目について「不合格」の評価を受けた学生は、以下に定める期間内に、教務係を通じ、授業担当教員に対して成績評価について説明を求めることができます。
2. 授業担当教員からは、1～2週間以内に、口頭その他の方法で、その成績評価について説明がなされます。
3. 授業担当教員からの説明がなされた後で、成績評価について不服を申し立てることもできます。

(不服申立て)

1. 授業科目について「不合格」の評価を受けた学生は、別に定める期間内に、教務係を通じ、教務委員会委員長に対して成績評価について不服を申し立てることができます。
2. 教務委員会委員長からは、教務係を通じて、その成績評価について説明がなされますが、審査を行うため、2～3週間程度かかる場合があります。

\* 疑問の受付の1. 及び不服申立ての1. に定める期間は、  
前期授業科目 令和4年 8月15日(月)～8月19日(金)  
(ただし、9月卒業予定者は8月16日(火)まで)

連続講義科目 令和4年 10月10日(月)～10月14日(金)

後期授業科目 令和5年 2月13日(月)～2月17日(金)  
(ただし、3月卒業予定者は2月14日(火)まで)

とします。

ただし、疑問の受付を経たのちに不服申立てを行う場合には、疑問の受付に対する授業担当教員による説明のあった日の翌日から5日以内とします。

\* 疑問の受付の1. に定める疑問の受付及び不服申立ての1. に定める不服の申立ては、所定の申請用紙に必要事項を記載し、教務係に提出することによって行います。